

令和元年度 6次産業化優良事例表彰実施要領

6次産業化推進協議会

第1 趣旨

政府は6次産業化の市場規模を令和2年度に10兆円に拡大する政策目標を掲げ、様々な政策に取り組んでいます。平成22年3月には6次産業化の取組に対して支援を行うため、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化・地産地消法」という。）が施行されました。

地域における6次産業化を進めるためには、農林漁業者に対して広く普及・啓発を図り、地域でのネットワークを構築していくことが必要です。本事業では異業種や地域とのネットワークを積極的に構築し、新たな視点で6次産業化に取り組み、地域を活性化している事業者を表彰し、全国に広く紹介することにより、6次産業化の推進を図り、地域ネットワークの構築につなげるものとします。

本事業は農林水産省の委託事業「令和元年度6次産業化普及啓発委託事業」により実施します。

第2 実施主体

この表彰は、令和元年度6次産業化普及啓発委託事業の受託者が有識者により構成される協議会として設置する6次産業化推進協議会（以下「協議会」という。）が実施します。

第3 募集

1 募集対象者

6次産業化^{※1}や農商工連携^{※2}に主体的に取り組んでいる農林漁業者又はその組織する団体^{※3}であって、その経営規模が農林水産祭表彰要領（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林事務次官依命通知）別表②の「経営」欄の多角化経営部門に規定する基準を満たしているものを対象とします。

※1 6次産業化とは、農林漁業者が主体となって、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農林水産物やバイオマスといった農山漁村の豊かな地域資源を活用して新たな付加価値を生み出すことで、農山漁村の所得の向上、雇用の確保を図る取組です。

- ※2 農商工連携とは、農林漁業者と商工業者がお互いの強みを活かし、単独では開発・生産することが難しかった商品やサービスを両者が協力して創り出すことで、売上げや利益の増加を目指そうとする取組です。
- ※3 農林漁業者又はその組織する団体について、事業形態の種類（法人、個人、任意団体等）は問いません。また、農林漁業者又はその組織する団体が主たる構成員又は出資者となっている法人を含みます。

2 募集方法

応募は1の条件を満たしていれば自薦・他薦を問いません。別紙1の「令和元年度「6次産業化優良事例表彰」応募様式」に所定の事項を記入し、それに基づく必要な書類を添付のうえ、郵送もしくは電子メールにて応募して下さい。他薦の場合は、推薦する対象の者に本要領の内容を理解いただき同意を得た上で応募して下さい。

3 募集期間

令和元年6月24日（月）から8月23日（金）までとします。

4 応募提出書類

(1) 別紙1の応募様式

※応募様式はA4（文字の大きさ10.5ポイント以上）、4ページ以内とします。

写真データがある場合は、別途添付（3点以内）をお願いします。

(2) その他参考資料

※実践内容等が分かる資料（3点以内）を添付願います。

例・会社概要が分かるもの（パンフレット等）

・外部評価につながる報道実績（新聞掲載記事、タウン誌記事、HP記事写し等）

※応募提出書類（上記(1)、(2)）を各1部御提出ください。

5 応募に当たっての留意事項

(1) 応募提出書類、写真等は返却しません。

(2) 応募受付後、優良事例集作成における協力（写真等の提供、原稿の確認等）を依頼する場合があります。

(3) 応募内容が事実と異なる場合は、表彰候補に選定されていても無効となる場合があります。

(4) 応募提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。

(5) 応募提出書類を提出した後の差替えは認めません。

第4 審査

- 1 第3に基づく応募について、別紙2の「6次産業化優良事例表彰審査基準」に基づき協議会が審査を行います。審査員は「6次産業化推進協議会設置要領」の第3条の委員をもって充てることとします。
- 2 応募提出書類による書類審査の後に、書類審査通過者については現地調査を実施し、第5に定める表彰の対象を選定します。
- 3 協議会において行う審査の内容は非公開とします。

第5 表彰

協議会において審査を行った応募の中から、別紙2の「6次産業化優良事例表彰審査基準」に照らし、優れたものについて表彰を行うものとし、その種類と点数は次のとおりとします。

農林水産大臣賞	1点以内
農林水産省食料産業局長賞	5点以内
協議会奨励賞	数点

第6 スケジュール

応募受付開始	令和元年6月24日(月)
応募受付締切	令和元年8月23日(金)
書類審査	令和元年8月下旬
書類審査結果通知(通過者のみ)	令和元年9月上旬

※ 書類審査通過者には、財務諸表(4期分)を提出いただき、また、現地調査を実施します。

現地調査	令和元年9月下旬～11月中旬
最終審査(表彰対象の選定)	令和元年12月上旬
最終審査結果の公表(農林水産省HPにて公開)	令和2年1月上旬～中旬
表彰式	令和2年2月下旬～3月上旬

※ 書類審査以降のスケジュールは通知なく変更となる場合があります。

第7 表彰された取組の普及

6次産業化の推進に資するため、農林水産省及び各地方農政局等、関係機関と連携し、表彰された取組について農林水産省のホームページをはじめ、様々なメディアを通じて広く普及に努めるものとします。

第8 個人情報の保護について

応募提出書類に記入された個人情報については、当該個人の同意なく農林水産省、協議会の委員及びその他本表彰事業に関わる者以外の第三者に開示することはありません。

第9 知的財産権等について

応募提出書類に係る著作権の移転は行いません。ただし6次産業化の幅広いPRのため、使用許諾の確認をしたものについては、パンフレット、農林水産省ホームページなどへの掲載や報道機関への情報提供を行う場合があります。

また、応募提出書類に関する全ての権利（著作権・肖像権等）は、応募者または推薦者が処理をした上で応募するものとします。これらの権利に関して第三者から異議や請求があった場合は、応募者または推薦者の責任において処理するものとします。

第10 その他

その他必要な事項については、協議会が別に定めるものとします。

第11 提出先・問合せ先

〒100-8170 東京都千代田区大手町2-1-1 大手町野村ビル22階

「6次産業化推進協議会」事務局

野村アグリプランニング&アドバイザー株式会社

担当：遠藤、久保田、廣井、周、原田

電子メール：6jika-gpa-rj170016@jp.nomura.com

TEL：03-3281-0780 FAX：03-3281-0789

別表②（6の(6)関係） 出品条件としての生産規模・経営規模等の最低基準

部門 種目	農産・蚕糸	園 芸	畜 産	林 産	水 産	多角化経営
産 物	計数による最低基準は特に設けないが、地域の生産の実情に応じて生産規模及び経営規模について十分考慮すること。					—
技術・ほ場	個別技能、個別技術については特に最低基準は設けない。 ほ場については、以下のとおりの最低基準とする。					—
	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	出品財の面積	
	立毛ほ 種苗ほ 桑園 地域特産物に係る園 10アール以上 ただし、茶園、こんにゃくほ及びその地域の特産農産物に係る施設園芸ほについては、5アール以上	立毛ほ 果樹園 種苗ほ 10アール以上 ただし、施設園芸については、5アール以上	飼料ほ 10アール以上 牧野 50アール以上	林地 20アール以上 苗ほ 10アール以上	養殖場 5アール以上 淡水養魚池 1アール以上	
経 営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、茶、こんにゃく及びその地域の特産農産物に係る施設園芸については、50アール以上の経営 桑園 40アール以上の経営	耕地1ヘクタール以上の経営 ただし、施設園芸については、耕地50アール以上の経営 果樹園50アール以上の経営	乳用牛 経産牛10頭以上の経営 肉用牛 5頭以上の経営 豚 80頭以上の経営 ただし、繁殖専門経営の場合は、子取りめす豚10頭以上の経営 採卵鶏 700羽以上の経営 ブロイラー 年間出荷羽数30,000羽以上の経営	林地 3ヘクタール以上の経営 苗ほ 50アール以上の経営 しいたけほだ木 3,000本以上の経営	平年水揚高 190万円以上の漁業経営	計数による最低基準は特に設けないが、経営全体における主部門の経営規模が左記の基準を概ね満たしており、かつ農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について、十分考慮すること。
女性の活躍	計数による最低基準は特に設けないが、女性の活躍に鑑み、地域社会に果たす影響力や普及性について十分考慮すること。また、多角化経営部門での審査を行う場合は、農林水産物の加工・販売や部門を越えた複数品目の栽培等、他の部門の枠に収まらない顕著な取組がみられるかという点について十分考慮すること。					